

ネットワーク中立性に関する研究会（第1回）

1 日時 平成30年10月17日（水） 8：30～10：00

2 場所 総務省第一特別会議室（8階）

3 出席者

○構成員

森川座長、大橋座長代理、江崎構成員、柿沼構成員、実積構成員、庄司構成員、
田中構成員、寺田構成員、林構成員

○総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕
事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課
長、中溝消費者行政第二課長、大内事業政策課調査官、佐伯事業政策課市場分析企画
官、大塚料金サービス課企画官、五十嵐データ通信課調査官、岡本消費者行政第二課
企画官、細野データ通信課課長補佐、井上データ通信課課長補佐

4 議事

(1) 事務局説明

(2) 意見交換

(3) その他

【細野データ通信課課長補佐】 それでは、定刻となりましたので、ただいまからネット
ワーク中立性に関する研究会第1回を開催いたします。

本研究会の事務局を担当させていただきます総務省データ通信課の細野でございます。

まず、本研究会の開催に当たりまして、総合通信基盤局長の谷脇からごあいさつを申し
上げます。

【谷脇総合通信基盤局長】 皆様、おはようございます。総合通信基盤局長の谷脇でござ
います。本日は御多用のところ、また朝早くからお集まりをいただきまして、まことに
ありがとうございます。

このネット中立性の検討会でございますけれども、御案内のとおりインターネットとい

うものは、自律・分散・協調ということの基本精神として発展をしまいいりまして、今や社会インフラになっているということかと思えます。しかしながら昨今、トラフィックの急増していく中で、インターネットを増強するためのコスト負担を、どのように公平性を保っていくのか、また特定の packets を優遇的に取り扱うようなことについて、どう考えるかといった利用の公平性という観点からも、ネットワークの中立性の議論というものを今日的視点から改めて捉え直していくということが大変重要だと思っております。

ネットワーク中立性の議論というのは、ある意味、インターネットの在り方そのものをどうしていくかという議論だと思えますし、また、こうした議論を進めていく上では、様々な皆様方にお集まりをいただいたマルチステークホルダーでの議論というものが、極めて重要だと思っております。ネット中立性を確保していくということによって、今後とも国境を超えた情報の自由な流通を確保していくということが、本研究会のおそらく目的にもなっていくんだろうと思っております。

構成員の皆様方におかれましては、このネット中立性につきまして、どうぞ忌憚のない、そして活発な御議論をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

【細野データ通信課課長補佐】 それでは、会議冒頭カメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者退室)

【細野データ通信課課長補佐】 それでは、議事に入ります前に、まずは席上の資料について確認させていただきます。皆様のお手元には、座席表、議事次第、資料 1-1 から 1-3 まで、及び参考資料 1-1 を配付いたしております。御確認いただき、不足などがございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、続けさせていただきます。

今般のネットワーク中立性に関する研究会につきましては、座長を東京大学大学院工学系研究科の森川博之教授、座長代理を東京大学大学院公共政策大学院・大学院経済学研究科の大橋弘教授にお願いさせていただきたいと思えます。

それでは、森川座長、御進行をお願いいたします。

【森川座長】 おはようございます。それでは、進行を始めさせていただければと思います。

この中立性の議論、15年ぐらい前ですかね、アメリカで話題になって、それで覚えて

おりますが、谷脇さんがばりばりに10年ぐらい前にネットワーク中立性をやられて、もうあれから十何年たったんだなというのが非常に感慨深いものがございます。

その間、10年は非常に短いのですが、実は、がらっといろいろなことが変わってきたということは、今回の検討会の背景にあらうかと思っておりますので、そのあたりも、おそらくこの後の事務局からの説明にもあると思っておりますけれども、先生方から是非御忌憚のない御意見をいただければと考えておりますので、是非ともよろしく願いいたします。

8時半からこんな場でやるというのは、非常に珍しい、僕は記憶にはないかなと思っておりますが、朝早いですが、先生方から本日はお一人ずつ御意見いただくということになっておりますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思っております。初めに資料1のとおり、構成員名簿と併せて、開催要綱を定めさせていただければと思っておりますが、お手元にある資料の1-1を御確認いただけますでしょうか。

こちら、資料1-1の開催要綱、これでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【森川座長】 ありがとうございます。それでは、この研究会、ただいまの開催要綱に基づきまして進めさせていただくことにいたします。

本日は宍戸構成員が欠席でございまして、あと、実積構成員はスカイプで入られています。

実積先生、聞こえますか。

【実積構成員】 聞こえています。

【森川座長】 じゃ、よろしく願いいたします。

【実積構成員】 お願いします。

【森川座長】 したがいまして、本日の研究会は、構成員9名の出席となります。ありがとうございます。

それでは、早速ですが、事務局説明に入りたいと思っております。

この研究会なんです、本年の8月23日に情報通信審議会に諮問されました「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」における課題の一つとして設立されたものでございます。

1回目の会合でございまして、諮問の内容や背景に加えまして、先生方に審議・検討いただくネットワーク中立性に関するこれまでの議論や現在の状況につきまして、初めに

事務局から御説明いただきたいと思いますので、事務局からの御説明をお願いいたします。その後、先生方からはお一人ずつ御発言をお願いしたいと思っておりますので、是非ともよろしくお願いいたします。

それでは、事務局からの御説明をお願いいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。

それでは、まず参考資料1-1を御覧ください。電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証、及び本研究会の位置付けなどについて御説明させていただきます。1枚おめくりください。

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証につきましては、本年8月23日に情報通信審議会に諮問されております。その内容といたしましては、5Gの進展など、情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化していく中で、平成27年の電気通信事業法改正の3年後見直しというタイミングを捉えまして、将来を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルールの在り方などにつきまして、幅広く審議を行うものとしております。

その検討事項、答申を希望する事項の一つといたしまして、赤枠のとおり、ネットワーク中立性の在り方が含まれております。

1枚おめくりください。具体的な検討体制でございます。まずは情報通信審議会電気通信事業政策部会の下に特別委員会を設置するとともに、それぞれの検討事項に関しまして、研究会やワーキンググループなど4つの会議体を設置することとしております。特別委員会及び各会議体は、それぞれ連携しながら検証を進める体制となっております。

本研究会は、この会議体の一つとして、特にネットワーク中立性に関する事項を中心に検討することとなっております。したがって、ネットワークの利用及びコスト負担の公平性や、透明性の確保の在り方等につきまして、御議論いただきますようお願い申し上げます。

それでは、資料1-2に入らせていただきます。構成員の皆様には御存じのところが多々あるかと思いますが、まずは本研究会の議論の背景、基礎情報といたしまして、ネットワーク中立性をめぐる現状について御説明させていただきます。1ページおめくりください。

目次でございますが、資料の内容を簡単に申しますと、1番でこれまでの議論、2番で現状、3番で近年の環境変化、4番で海外の議論、5番目で今後の検討項目として論点案などを挙げさせていただくという作りになっております。1枚おめくりください。

まず最初に、ネットワーク中立性に係るこれまでの議論につきまして、簡単に御紹介させていただきます。1枚おめくりください。

ネットワーク中立性という概念について御説明いたします。インターネットを含む様々な通信について、いかに公平に扱っていくかという論点自体は従前から存在しておりましたところ、これらを2003年に「ネットワーク中立性」として概念を提唱されたのが、現在コロンビア大学にいらっしゃいますTim Wu教授でございます。その論文の中では、ネットワーク中立性の一般原則といたしまして、「ブロードバンドネットワーク提供者が、全てのインターネットトラフィックを平等に取り扱うこと」と提示しております。その後、各国におきましても議論が進展いたしまして、日本におきましても、先ほど座長からのお言葉にもありましたように、総務省におきまして2006年から2007年に「ネットワークの中立性に関する懇談会」を開催し、日本における施策の在り方について検討を行っております。1枚おめくりください。

日本における中立性の議論のベースとなるのが、まずは電気通信事業法でございます。次のページと併せまして、主な関連規定を挙げさせていただいております。例えば第6条では、電気通信役務の提供に関する利用の公平について、第26条では提供条件の説明義務など、中立性に関係する条項が規定されているところでございます。

2ページおめくりいただきまして、6ページに入らせていただきます。これらをベースとしながら、このページのとおり、ネットワーク中立性に関する具体的な検討が行われてきております。2006年から先ほど申し上げましたネットワーク中立性に関する懇談会を開催しまして、ネットワークのコスト負担の公平性の確保、ネットワーク利用の公平性の確保といった観点から、具体的な検討が行われ、そのうちのの一つとして、電気通信事業者団体による帯域制御の運用基準に関するガイドラインの策定につながっています。その後も議論は行われまして、例えば2013年に開催された研究会におきましては、移動系通信事業者、いわゆる携帯事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度の計測手法や情報提供手法等に関するガイドラインの策定を行っております。

1ページおめくりください。主な議論の内容を御紹介いたします。このページは、2006年から開催しておりました懇談会の概要でございます。当該懇談会におきましては、ネットワークの中立性を確保するための三原則というものが発表されております。内容を簡単に申しますと、消費者がコンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること、端末をネットワークに自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可

能であること、適正な対価で公平に利用可能であることという3つの要件を基本原則とし、当該要件に合致したネットワークが維持・運営されている場合、ネットワークの中立性が確保されているとしたものでございます。この原則につきまして、ネットワークのコスト負担、又は利用の公平性という2つの視点から検討し、幾つかの施策について提起されているものでございます。

1枚おめくりください。そのうちの一つでございます、帯域制御の運用基準に関するガイドラインの概要でございます。懇談会の結果を踏まえまして、ブロードバンド普及に伴うトラフィックの急増や、一部ヘビーユーザーによるネットワーク帯域の占有に対しまして、事業者等が協議会を設立しまして、2008年にガイドラインを策定しております。具体的には、原則としてISP、インターネットサービスプロバイダーは、ネットワーク設備の増強等によってトラフィック増加に対応することとしつつも、特定のアプリ、P2Pのファイル交換ソフトの利用による場合の通信帯域の制御や、一定のトラフィック量を超えたヘビーユーザーの通信帯域制限、契約解除といった、例外的に帯域制御を実施する場合の基本的枠組みを示しているものでございます。

1ページおめくりください。もう1点、2013年から開催された「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」を踏まえて策定された、移動系通信事業者に係る実効速度の計測手法等のガイドラインの概要でございます。これまで通信事業者等が独自の基準で行っておりました速度計測や情報提供の在り方に関しまして、国から統一的な手法を提示することで、各社のサービスを比較可能にし、利用者が正確な情報に基づき契約可能となる環境を整備することを目的として策定されたものです。このように、これまで総務省におきましても、ネットワークの中立性を確保するための三原則等を踏まえつつ、ネットワークの混雑への対応や、消費者への適切な情報提供に資するような施策の履行に努めてまいりました。

1ページおめくりください。次に、今回の研究会の背景となる現状について御説明いたします。

1ページおめくりください。こちらは電気通信サービスの契約数の推移でございます。幾つかのポイントがございます。携帯電話を含む移動電話は、95年ごろから爆発的に契約数を伸ばし、現在では約1.7億件の契約になっております。また、固定系ブロードバンドの契約は現在4,000万件。第4世代4G-LTEの携帯電話は近年急速に伸びておりまして、現在の契約数は1.2億件程度となっております。

1 ページおめくりください。こちらはブロードバンドのみの契約数の推移でございます。固定系ブロードバンドについて、F T T H（光ファイバー）は、2 0 0 8 年6月にD S L の契約数を超えまして、現在では3, 0 0 0 万を超える契約数となっており、全体の約7 7 %を占めております。また、移動系のブロードバンドにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、2 0 1 2 年ごろからL T E の契約が大幅に増加しており、現在では1. 2 億件を超えているものでございます。現状多くの方が、より高速化・大容量化が進んだ接続環境を利用できるものと考えられます。

1 ページおめくりください。こちらは日本における情報通信機器の世帯保有率の推移でございます。主な情報通信機器の中でも、スマートフォンやタブレット端末の世帯保有率は一貫して増加傾向にございます。また、昨年2 0 1 7 年の調査では、スマートフォンの世帯保有率が初めてパソコンを上回りました。利用者におきましては、パソコンやスマートフォン、タブレットなど、複数の情報通信機器を活用しながら、家庭や屋外、会社や学校など、様々な場面でいつでもインターネットが利用できるような環境になっている様子が見られます。

1 ページおめくりください。こちらはインターネットの利用に伴うトラフィック量の推計の推移でございます。総務省において半年に一度推計し、発表しているものでございます。表を見ていただいたとおり、日本における総ダウンロードトラフィックは2 0 0 4 年以降、一貫して増加傾向を示しております。また、直近の推計におきましても、日本のブロードバンドサービス契約者の総ダウンロードトラフィックは、前年同月比の2 9. 7 %増、移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比の4 1. 0 %増となっており、その増加の勢いが継続しているところでございます。これまで紹介いたしましたブロードバンド、とりわけF T T H やL T E の契約数の増加、スマートフォン、タブレットなどの情報通信機器の普及率の上昇などを踏まえますと、このようなトラフィックの増加傾向は今後も続くものと想定されるところでございます。

1 ページおめくりください。ここからは、主に2 0 0 6 年から0 7 年に開催いたしましたネットワーク中立性に関する懇談会、この開催時から、どのように議論の背景が変化してきたのか、そして将来にわたり、どのような環境を想定して検討すべきか、その一端について御説明させていただきます。

1 ページおめくりください。まずは、インターネット利用形態の多様化でございます。左下側、現在は主にパソコンとスマートフォンが普及しておりますが、今後はA I スピー

カーをはじめとしたスマート家電、ウェアラブル端末など、ユーザー端末の多様化・高機能化が進みまして、またこれらの端末を通じて、大容量化した様々なコンテンツを利用するものになるものと考えられます。また、右下側、農業や酪農、自動車、インフラ維持など、様々な業種におけるIoT機器の普及により、多様かつ大量のデータがインターネットを通じてデータセンター等に蓄積されまして、集約されたビッグデータとAIを活用したサービスが、より普及していくものと思われま

1 ページおめくりください。こちらは全世界におけるコンテンツの料金制度ごとの契約数の推移でございます。まずは動画配信サービスの契約数につきまして、全体として年々増加していく傾向にありますところ、特に留意すべき点といたしましては、従来のダウンロード課金型サービスから、一定の月額料金を払うことで、対象となる映画やドラマなどを何度も見られる定額制サービスの売上高が急増しております。引き続き、このようなサービスが大きく普及していくことが予測されております。

1 ページおめくりください。音楽配信サービスでも同様の傾向がございます。音楽コンテンツの場合、従来、ダウンロード課金型サービスが主流となっていましたが、2016年に課金型と定額制の売上高が逆転いたしました。今後は定額制サービスの売上高がさらに増加し、課金型との差が広がることが予測されています。動画・音楽ともに見放題・聞き放題という契約が主流になり、利用者にとっては視聴回数にとらわれない利用が可能となっています。

1 ページおめくりください。その配信されるコンテンツ自体も高品質化・大容量化が進んでおります。動画配信サービスにおきましても、今後4K・8Kによる動画配信が主流となっていくと想定されるほか、VR・ARに向けた配信なども普及し、トラフィックの利用量は拡大していくものと思われま

1 ページおめくりください。世界中のインターネットにおきまして、どのような内容のトラフィックがシェアを占めているのか示したものが、こちらになります。左側、カテゴリー別に見ますと、ダウンストリームの約6割を占めるのが動画視聴になります。また、そのうち4分の1をNetflixが占めておりますので、右側の全世界のダウンストリーム、約15%がNetflix1サービスの動画視聴によるものとされています。このように、コンテンツ配信、特に動画コンテンツの配信は、トラフィック流通量に対して大きな影響を及ぼし

ているものと考えられます。

1 ページおめくりください。また、こちらは I o T 機器の普及状況に関しての資料でございます。近年、インターネットに接続可能な機器（I o T 機器）は急速に普及しておりまして、その数は 2 0 1 7 年には約 2 7 0 億、2 0 2 0 年には 2 0 1 7 年の約 1. 5 倍に当たります約 4 0 0 億と予測されております。多数の機器が継続的に通信を行うための基盤整備が必要になるものと考えられます。

1 ページおめくりください。こちらは第 5 世代移動通信システムの 5 G の特徴を簡単にまとめたものでございます。これからの I C T 基盤といたしまして、超高速、多数同時接続、超低遅延といった特徴を活用した様々なサービスが生まれてくるものと思われま

す。1 ページおめくりください。これまで御説明したものを含めまして、レイヤーごとに 2 0 0 6 年からの変化をまとめたものです。ネットワーク中立性に関する懇談会を開催いたしました 2 0 0 6 年から 2 0 0 7 年と比較して、各レイヤーにおいて、この 1 0 年余りの間に様々なサービスの出現や環境の変化がございます。例えば通信端末に関しましては、2 0 0 7 年の iPhone 発売開始以降のスマートフォンの普及や、I o T 機器の登場・普及など。ネットワークにおきましては、L T E のサービスインや M V N O 市場の拡大など。コンテンツについては、より変化が目立っておりまして、動画サービスの普及、ライブ配信、S N S やプラットフォームの台頭、ビッグデータ・A I の活用といったものが見られるようになってきています。これらの現状や将来の見通しを踏まえま

すと、ネットワーク中立性に関する新たな検討の必要性が生じているものと考えております。1 ページおめくりください。この間の海外における議論につきましても、簡単に御紹介させていただきます。

1 ページおめくりください。こちらは米国の状況でございます。米国の場合、通信法の適用に関しまして、ブロードバンドサービスをどのように位置付けてきたかに入った点など、日本や他国との比較に当たって考慮すべき点は幾つかございますが、まずは中立性のルール作りに着目して御説明いたします。最初に資料に入れさせていただきました、2 0 0 4 年のパウエル F C C 委員長が公表いたしましたインターネットフリーダムに関する 4 原則がベースとなっております。2 0 0 5 年にインターネット政策声明が公表されました。その後、共和党から民主党に政権が替わり、通信事業者等との裁判を経ながら、2 0 1 0 年に当初のオープンインターネット規則、2 0 1 5 年に新オープンインターネット規則を採択し、より中立性に係るルールが厳格化されていきました。しかし、2 0 1 7 年に

民主党から共和党に政権が移りますと、その年末にはインターネットフリーダム規則が採択されまして、大部分のルールが廃止されております。

1 ページおめくりください。こちらは3つの規則に関する概要をまとめたものでございます。大きな流れといたしましては、ブロードバンドインターネットアクセスサービス（BIAS）を電気通信サービスとして再分類した2015年の新オープンインターネット規則により、不当な差別的取扱いやスロットリングの禁止、苦情処理の手續の拡充など、より中立性規則が厳格化いたしました。一方、2017年のインターネットフリーダム規則では、これらの内容の大部分が廃止されております。このような連邦レベルの動きに対しまして、一部の州では中立性の規律を復活させようという動きもございまして、引き続き議論の動向に留意していく必要があるものと思われまます。

1 ページおめくりください。続いて、欧州の状況でございます。2009年に欧州委員会がネットワーク中立性に関する声明を発表後、加盟各国において独自に中立性に関する法制度を整備する動きがございました。その後、2015年に欧州委員会におきまして、ネットワーク中立性規則が制定されておきまして、その中にはブロッキング、スロットリング、有償優遇といったトラフィックの差別的取扱いの禁止とともに、ネットワークのキャパシティーに余裕があれば、速度を保証するサービス等の容認といった内容が含まれております。また、オランダ、スロベニア等の一部の国では、ゼロ・レーティングが禁止されるなどの施策がとられておりましたが、この中立性規則等におきまして、ゼロ・レーティング等を取り扱う場合における一定の判断基準などが示されております。市場環境、地理的要因、法制度の仕組みなど、日本の状況と異なる部分もございまして、議論の参考にしていただければ幸いです。

1 ページおめくりください。最後に、本研究会における今後の検討項目としまして、事務局から幾つかの論点案を挙げさせていただきます。この検討項目案につきましては、事前に皆様に御連絡させていただいた上で、10月5日から22日まで提案募集を受け付けております。

1 ページおめくりください。まずは基本的視点に係る論点でございます。

1 点目。この資料の最初のほうに述べましたネットワークの中立性に関する懇談会が2007年に提示しました、ネットワークの中立性を確保するための三原則につきまして、現在でもその有効性に支障がないか、改めて議論が必要ではないかというものでございます。

2点目は、レイヤー内・レイヤー間の健全な競争環境、イノベーションや持続的なネットワーク投資の促進、十分な情報に基づく消費者の選択の確保を図ることという3点を目的として、在り方の検討を行うべきではないかというものでございます。

3点目、これもネットワークの中立性に関する懇談会において提示した2つの視点につきまして、現在でも有用性に支障がないか検討するというものでございます。

4点目、ルール作りに関する分類の在り方につきまして、例えば固定通信とモバイル通信、定額制と従量制といった分け方を提案するものでございます。

5点目は、ルールの確保の在り方についても検討を行うというものでございます。

6点目は、対象とすべきネットワークの範囲でございます。いわゆるthe Internetとその他のネットワークに分類し、今般の研究会では専らthe Internetへのアクセスサービスを中心に議論すべきとしたものでございます。

1ページおめくりください。こちらは、仮に固定通信・モバイル通信という分類を縦軸に置きまして、2006年から07年の懇談会同様、ネットワーク利用の公平性、ネットワークのコスト負担の公平性という2つの視点から検討を行うこととした場合に、現状の取り組み状況と主な論点案を置いてみたイメージ図でございます。例えば固定通信の場合、現在は定額制料金モデルが主流となっておりまして、帯域制御もガイドラインに基づいて行っていることを踏まえまして、関係者間におけるコスト負担の在り方や、優先制御を含む帯域制御の妥当性などの論点があるものと思われまます。また、モバイル通信の場合は、インターネットを使った量に応じて、1ギガごとに段階的に料金が上がる従量制のようなプランや、上限付きの定額制のプランが主流となっており、一定のデータ容量を超えると帯域制御がかかるものとなっています。これらを踏まえまして、コスト負担や帯域制御の在り方についても、こうしたモバイル通信のビジネスモデルを踏まえて検討すべきものではないかと思われまます。その他、一番下、どのように中立性の確保に向けて施策を履行していくかなど、様々な論点があるものと思われまます。

次ページ以降は幾つかの論点案を、現状及び課題の把握、ネットワーク利用及びコスト負担の公平性の在り方、具体的なビジネス動向への対処、ネットワーク中立性の確保のための施策等に分類して提示しております。いずれにしましても、ここで挙げさせていただいた論点案や図につきましては、あくまでも事務局の案でございます。検討すべき論点、項目、分類の在り方など、研究会におきまして御議論いただければ幸いです。

以上、簡単ではございますが、事務局からの説明でございました。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまいただいた御説明を踏まえまして、委員の先生方から簡単に御発言を、自己紹介も含めた上で、いただければと思っております。それぞれの先生方からの御発言の後、少し時間が余りましたら、意見交換の時間もとらせていただければと思っております。

それでは、いつもどおり、あいうえお順で、江崎先生からよろしいですか。お願いいたします。

【江崎構成員】 どうもおはようございます。大変重要な研究会だと認識しております。まず最初に、一昨日終わった内閣府の海賊版サイトの問題に関しまして、そこにいらっしゃる中溝さんを含めて、総務省の皆さん方が、しっかりとした通信の秘匿性に関する問題を定義されたということに関しましては、大変敬意と勇気を表させていただければ。これはとても重要な問題だと思いますし、ネットワーク中立性としての非常に重要な問題だろうと思います。

最初に谷脇局長から、マルチステークホルダーでのガバナンスが重要であるというお話をされましたけれども、まさにそのとおりで、政府が強過ぎるという、政府が命令をするということではなくて、マルチステークホルダーにおける議論を行うべきというところを、本当であればこの委員会から、あるいはどこかの形で、しっかりと総務省としての意見、あるいは総務省を中心にした、このマルチステークホルダーの皆さん方の意見として、しっかりとそういう体制で進めるべきであるという趣旨のメッセージを、本当は出すべきではないかと最初に思っております。

特にビジネス面からしても、通信の秘匿性を守っている国というのは我が国ぐらいしか、もうなくなりつつあるというのが、実は国際的な状況でもあるということをかんがみるに、これをどうやってちゃんと守っていくかというのは、我が国の国際競争力という観点からも非常に重要なポイントになっていくと認識しております。

これは多分、この中で議論すべきかどうか、微妙なところかもしれませんが、データに関しての中立性ですね。データをどこに置くのか、どこに置けるのかという問題。これは当然ながら皆さん御認識されている、データのローカライゼーションの問題に関してのポイント。さらに、上位レイヤーと下位レイヤーにおけるコスト負担の問題という2つの両面に関して、これは関連してきますので、通信に加えて、データの保存場所等に関する問題というのも、通信の秘匿性と絡めた形でしっかりとメッセージを出すべきじゃな

いかなと思います。

そういう意味でいうと、あまり新しいところに目をとり過ぎずに、根本的な部分が今、グローバルにも非常に揺らいでいるというのが、ネットワーク中立性のポイントだと思いますので、考えるべきではないかと思います。

そういう意味でいうと、まず1点目は、特にブロッキングと検閲に関する問題を、改めてここで多分出したほうが、中立性と絡めて重要ではないかと思います。海賊版サイトの中でもありました緊急性というのがどういうものかという定義を、ここでもちゃんとやったほうがいいのではないかという気がしますけれども、これは当然ながら、ISPの中でのトラフィック制御というのは、緊急性があるのか、そうではないのかということも含めて、ちゃんと整理をしたほうがいいのではないかと思いますし、これは長い目で見れば、エンドツーエンドの原則をどういうふうに守っていくかということになるかと思います。

それから2番目は、透明性と公正性を守るという観点においていきますと、この中立性の委員会で思い出しますと、L1とL2のコスト負担の問題を議論したときに、正確な情報がないのに、ある方が「こうなるよな」というお話で始めたのが、今日御紹介のあった総トラフィックの総量の測定というのは、データがないのにそんなことは言えないでしょうということからスタートしたわけでございます。似たような話が最近、いろいろなところで起こってまして、都合のいいデータを出して議論を進めた。これも実は海賊版サイトで起こった問題です。正確な情報を第三者機関、あるいは信用できるところがしっかりと出していくという問題は、とても重要な問題になっていくと。

これはもう一つの側面から言うと、ネットワーク機器に関するサイバーセキュリティーの問題も同じように、ステレオタイプで物事を決めてしまうということが起こりそうなのところがありますし、既にある国ではそれが起こっているということをかんがみると、しっかりした第三者認証なり第三者検証という仕組みをつくるということは、ネットワークの中立性を担保するという意味において、非常に重要な問題になるんだと。つまり、事実に基づいた議論ができるような基盤と体制をつくっておくということが、この中から多分出てくると考えます。

それから、データの所有権に関して、さっき申しましたけれども、データの所有権に関する中立性というのも、実は1つ新しいポイントとして挙がってくるだろうと思います。

それから、これはこの委員会ではないと思いますが、ユニバーサルサービスに関する議論も、実は中立性としては少し関係すると。この委員会では基本的にはインターネットサ

ービスだと認識していますので、いわゆるユニバーサルサービスとは基本的に関係ないようなところかもしれませんが、何がユニバーサルサービスであるかということは、どのサービスを基本的に守らなきゃいけないかというところにも関係してきますので、その観点もあるかと思います。

それから最後ですけれども、これは今、担当はデータ通信課の国際ラインにはなりますが、グローバルとしての活動をどうするのかということ、今日の資料は基本的には、国内でどうするかという話しかされていない。それから、海外の動向がどうだということしか書いていないわけですけれども、海外に対してどうするんですかというお話がないというのは、非常に問題である。

つまり、我が国のネットワーク中立性を守るために、グローバルな活動をどうするべきかということも、これが抜けていると中立性は担保できないということは、さっきのデータローカライゼーションにしても起こるお話になるわけですから、グローバルな視点での活動をちゃんと担保するというのが、ネットワーク中立性にとって重要であるということも、明確に報告書なりには書いておいて、データ通信課の国際ラインがちゃんと活動できるような担保をしてあげるといことは、大変重要ではないかと思います。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、大橋先生、お願いします。

【大橋座長代理】 おはようございます。大橋と申します。経済学が専門で、最近ちょっと公共政策というところにも所属して、やらざるを得ない組織上の理由があつて、所属は2つあるわけですけれども、よろしくをお願いします。

3点申し上げたいと思います。まず1点目のネットワークということですが、10年前と比べると、ネットワークという言葉、皆さん普通に言葉で使うようになってるし、メディアにもネットワーク、それに類する言葉でプラットフォームとか、いろいろな言葉が10年前と比べて随分、皆さん認知が上がってきたなという感じがしています。

そうした中で、ネットワークの中立性というものに関しても、もちろんここで議論されていますが、ネットワークというものがほかの分野にも、例えば電力であったりとか、ガスであったりとか、そういうところにもネットワークであるということが認識されるにつれて、その中立性というものに、ものすごく配慮するようになってきたなという感じがします。

電力システム改革なんかを見てみると、ネットワークの中立性を、今までは広域性とし

て担保していたわけですからけれども、それじゃ足りない。もっと中立性というものを構造的に担保しなきゃいけないということで、法的分離というものをやってきた。これは電力もそうだし、一部の大手のガスに関して、そういうものをやってきた。

あるいは、ネットワークは私の目から見ると、需要と供給をマッチさせるような大きな場みたいな感じで見ると、マーケットのようにも見えて、そうすると、そういうマーケットに関して、いろいろ法的な整備もなされてきた。すごく昔からある場でいうと、青果市場みたいなのがありますけれども、ああいうところでも最近、法律が変わったりして、昔からそこでは受託拒否は禁止するとか、中立性を担保するために、誰か民間が公設市場を運営することができるわけですからけれども、そうした民間の人が運営する場合、一部の人に対して受託をして、ほかの人には受託を拒否するなんていうこともあり得るかもしれないということで、受託拒否は禁止するみたいなこともきちっと入れたりとか。そうしてみんな中立性を、行為で判断するんじゃなくて、構造的にやっついこうという流れになってきているのかなと思います。

中立性が担保されているというものを、事後的に見てとれるのかと考えてみると、ネットワークは非常に見えない部分も多いので、ある意味、事前に中立性が担保されるような仕組みというものも、当然考えていかないといけないというのが、最近の流れなのかなという感じもしまして、そういうものを今回の議論の中に反映するのかもしれないのか、そういうところは論点なのかなと思います。

2点目に、中立性と並んで公平性ということが出てきて、これは、ここに来るまで数日つつらつつら考えて、非常に難しい問題だなと。誰にとっての公平性なのか、何の公平性なのか。ここは根本的に一回考えておく。2007年に考えられたものを、もう一回振り返るというのが重要なことだなと思います。

先ほどの1点目と併せて、今回の基本的視点でいただいた、前回まとめられた3つの原則というものを、もう一回振り返ってみると、比較的、市場の原理の中で中立性を担保しようという感じのところが見てとれるかなと。例えば、健全な競争環境が維持されればいいんだ、あるいは消費者の選択が確保されるということが中立性なんだというところが、何となく見てとれるわけですからけれども、先ほどの1点目と併せて考えてみると、これを緩いと思うのか、もう少ししっかり考えたほうがいいと思うのか、このあたりも論点なのかなという感じがいたします。

3点目ですけれども、ネットワークがどうやってマネタイズしているのかというところ

は、きちっと皆さん共通の理解を持つておくことが重要だと思います。10年前と比べると、皆さんスマートフォンを使う。これは事務局からの御説明もありましたが、個人に向けて、いろいろな広告とか誘導とかすることが容易にできるようになっていると。そういう技術ができてきている中で、マネタイズ、資本の力を導入するということは、ある意味、投資を促す上で重要だという考え方がある一方で、そういうものがあまりにも入ってくると、いろいろな問題も生じてくるんだろうなという感じもします。

バランスと考えるのか、あるいは、もう少し事前の透明性あるいは公平性というものをしっかり確保した上で、そういうものを自由に認めていくのか、いろいろな考え方がある。そんな気はしますけれども、是非議論させていただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、柿沼構成員、お願いいたします。

【柿沼構成員】 公益社団法人全国消費生活相談員協会、IT研究会で研究員をしております柿沼と申します。

まず、全国消費生活相談員協会ですが、会員は2,000名の団体で、会員の約8割が自治体の消費生活センター、独立行政法人国民生活センター、消費者庁などの省庁で、消費生活相談員などの職種で、消費者から直接お声をお聞きするような相談業務を行っております。消費者の利益の擁護及び増進に努めるとともに、消費生活に関する情報を収集・提供し、さらに、消費者被害の発生及び拡大の防止、それから被害救済のための活動を行っております。

会員は、勤務後や休日などを利用して協会に集まり、情報共有を行っております。研究会も、金融、旅行、食、法律など多々あり、その中のIT研究会に私は所属しております。各通信事業者の皆様や通信の専門家の方にお越しいただいて、勉強会などを行っております。

全国の消費生活センターに寄せられる相談の中で、情報通信サービスの相談件数は、どの年代においても上位となっております。その中でも、光回線などのインターネット接続回線、スマートフォンなどの携帯電話サービスや、モバイルデータ通信などの移動通信サービスの相談が、多いです。通信サービスの契約では、現状の消費者トラブルにおいても説明不足が多いという状況です。また、メリットばかりが強調されたり、キャンペーンなどでお得感を出して不要な契約をするようなものもあります。やはり消費者がきちんと納

得できるような説明が必要と考えております。

ネットの中立性についてですが、動画サービスやインスタグラム、フェイスブックなどのSNSが、カウントフリーで見られたりしています。経済産業においては、企業が顧客を確保するための差別化としては理解はできますが、そのようなサービスに消費者は踊らされているというような御相談をいただく場合もございます。ネット利用が増大することで、トラフィックの容量不足によって遅延や品質低下、あるいは通信途絶といった各種通信障害が発生する可能性がないのかが、気になります。

また、現在のトラフィックも、一部のヘビーユーザーが総トラフィックの6割を使っているというのが現状です。カウントフリーにより、トラフィックの増加が懸念されるところでございます。また、通信はインフラであり、皆様が公平に利用できる環境が求められると思っております。今後5Gになることによって、通信トラフィックはますます増加が予想されます。パケット料金の検討などもキャリア様では行っているとお聞きしておりますが、最新の5Gのほうが通信料金が安くなるというようなことについても懸念です。

また、通信サービス利用を把握しながら行うゼロ・レーティングにつきましては、提供するに当たって個別の情報を扱うこととなりますので、事業者が個人の秘密を侵害しなければならない問題が生じるのではないかと。それには、消費者に対し、きちんと説明責任が行われるかどうか、そこの部分について私は気になります。

今後限りある通信資源を、どの利用者がどの用途に割り当ててるのか、消費者目線で発言していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、あいうえお順だと実積先生なんですが、実積先生はスカイプですので、一番最後ということで、少々お待ちください。

それでは庄司先生、お願いいたします。

【庄司構成員】 庄司です。私は、参加者の名簿を御覧いただくと、国際大学とインターネットユーザー協会、2つの所属で今回参加させていただいております。まだこのテーマについて、複数の立場で参加しているということもあり、また結論もあまり持っていないため、矛盾した発言があるかもしれませんが、議論を進めていく中で整理していきたいと考えております。

マルチステークホルダーで議論を進めていくという中では、もともとこの団体はインターネット先進ユーザーの会とっていたところもありますので、皆さんを代表するわけで

はないですけれどもインターネットが大好きなユーザーの観点で発言ができるのかなと考えております。

そうした立場としましては、今は、通信事業者だけではなく、いろいろなプラットフォームを持っている事業者が、様々なサービスの多角化を進める中で、競争が行われていると認識しております。それぞれの事業者がどこで収益を上げているかというところも違ったりしまして、非常に整理が難しいところではありますけれども、インターネットユーザーとしては、次々と出てくる便利なサービス、楽しいサービスを享受していけるということも、大事なことだと思います。したがって、どこを市場として切って比較をしていくのかということも、中立性を議論する上では大事だろうと考えています。

それからもう一つ、国際大学の研究者の立場としては、地域情報化などが一番、自分の中核のテーマであります。そう考えますと、おそらくこれからモバイルインターネットが生活インフラ、社会インフラとしての重要性をものすごく高めていくのだと考えています。そうする中で、まさに様々なサービスが全国どこからでも、誰でも利用できるようになっていくためには、どの程度の中立性、どの程度の競争、どういったビジネスが必要なのかという枠組みが必要なのかということ、これもまだ結論はありませんけれども、観点として重視していきたいと思っています。

あと、データの中立性というお話も江崎先生からありました。これはまた非常に難しい問題で、今、パーソナルデータを個人のもとに取り戻していこうという、データポータビリティといった議論も行われていて、情報銀行とか信託とか、そうした議論が行われているところです。おそらくこれも、電気通信事業者やプラットフォームといわれる方々の事業の柱になっていくと考えられますので、そういったものが、どう既存の事業と関連していくのかという観点も重要かと考えております。

以上です。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、田中先生、お願いいたします。

【田中構成員】 御紹介ありがとうございます。マルチメディア振興センターの田中絵麻と申します。

今、事務局からの御説明を改めてお聞きいたしまして、この10年間のネットワークの発展とモバイル化の高速化というものを、改めて確認したというところになっています。さらに今後、ネットワーク側自体が5Gによってさらに高度化していったり、洗練されて

いたり、またその自由度が上がっていたりといったことも、大いに予想されるということも改めて感じております。

こうした中、私としては、これまでアメリカを中心としまして、情報通信分野の政策・市場の調査研究に従事してきた関係から、アメリカが取り組んできた自由な情報の流通というものに向けて、ネットワーク中立性について様々な議論が蓄積されてきたということ承知しております。しかしながら、アメリカを見てみますと、政治的な部分と、実際本当に制度としての必要性のある部分は、区別して見ていかなければいけないのではないかと感じております。

そういった中で、欧米の動きというものは、先ほど事務局からも留保事項として御説明ありましたけれども、制度の枠組みや社会の在り方が違うということなどがありますが、欧米においても5Gというものに大きな期待を寄せて、投資やサービス開発に取り組んでいるという共通項もあるということも、頭に置いておくべきかなと考えているところです。

こちらの研究会での議論に資するような情報を御提供できればと念じております。どうぞよろしくお願いいたします。

【森川座長】 ありがとうございます。

続きまして、寺田先生、お願いいたします。

【寺田構成員】 御紹介ありがとうございます。寺田です。

私はこれまでネットワーク中立性に関しては、特に欧州の状況、ネットワーク中立性に限らないんですけども、特にBERECの研究とかをしておりまして、その中でもネットワーク中立性に関して、わりと欧州でいろいろ規則が制定されたりしていることを、いろいろ見ておりまして、同時にアメリカでのネットワーク中立性に関する規制の状況とかも見ていたんですけども、我が国における検討の経緯も踏まえて、今まさにネットワーク中立性に関しては第一に検討を始めなければいけないということも認識しております。

ネットワーク中立性に関しては、いろいろな先生方も書かれておられますし、事務局からの御説明にもありましたけれども、究極的にはインターネットにアクセスする権利というか、インターネットに消費者とかその他の人たちがアクセスすることを、どういうふうに保障するのかということにつながるもので、しかもインターネットにアクセスして、いろいろな情報を皆がとっていくので、例えば幾つか論点がありましたけれども、データの流通をコントロールするとかそういったことは、究極的に言えば言論の自由とか、情報取得の自由とか、そういったことにもかかわることなので、すごく大事なことだと思ってい

ます。

規制をするべきなのかどうなのか、規制をしてもいいのかということとは、それなりに、規制をすべきなのかということも含めて、欧州の状況とか、その規制を撤廃したといわれるアメリカの状況とかをしっかりと踏まえて、別に欧州とアメリカだけを見る必要はないと思うんですけれども、わりと典型的な規制の在り方の進展が見られるところなので、非常に参考になるのではないかと考えております。

ですので、やはり究極的にはインターネットにどういった形で人々がアクセスすることができる状況が保障されるのかということに、すごくつながるものなので、中立性に関する議論はすごく大事なものだと思っておりますので、そこを意識して議論を進めなければいけないなと思っています。

以上です。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、林先生、お願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林でございます。情報法とか競争法を専門にしております。既に構成員の先生方の御発言とかぶるかと思うんですけれども、3点ございます。

第1は、個人的な経験になるわけですが、昨年末から行われた総務省の「4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会」というものに参加させていただきましたときに、次のような議論がございました。

今後ますますトラフィックの増加が予想される中で、IP放送として安定した視聴を確保するためにはベストエフォートでは厳しく、優先制御が必要だと思うが、優先制御のコスト回収はどのように考えているのか。また、ネットワーク増強につながるトラフィック増加の要因はIP放送のみならず、ユニキャストによるトラフィック増加も要因になるが、そのコスト負担を関係事業者に対して求めていくことが今後必要になると思われるところ、ネットワーク事業者としてそれをどのように行っていくのか。いずれにしても、そのコスト負担を関係事業者に対してどのように求めていくかというのが論点になると。これは、まさにここで議論すべきことなのかなと思った次第です。

第2は、ゼロ・レーティングのような商業的慣行の検証では、プラスの側面とマイナスの側面、両方の側面があると思います。そういう意味では、ネット中立性の評価におけるバランス分析というのは極めて重要だと思います。

一般論としては、先ほど事務局にございましたように、公平で非差別的なトラフィック

の取扱いが大事でございます。これを大前提とした上で、イノベーションの原動力としての、よく言われるインターネット・エコシステムを継続的に保証しながら、その一方で、先ほど御説明あったエンドユーザーの権利とか選択が侵害されるおそのの程度を斟酌する必要がございます。これも事務局様の御説明のとおりでございます、この二つのバランスをどう図っていくのかというのが重要だと思います。

私は経済法の観点ですので、その観点からいうと、エンドユーザーの権利とか選択の阻害性というものが市場によって解決できない場合には、規制の介入が正当化できると存じます。EUでは御案内のとおり電気通信事業における競争評価があって、そこでは、競争評価対象の勧告市場リストに含めるべき市場の選定に当って、「3つの基準」テストを採用しています。事前規制が課される潜在性を有する市場か否かの判定を行う競争評価の基準ですね。こういった事前規制か事後規制かに関するEU当局の考え方も参考にしまして、先ほど先生方から御発言ありましたように、定点観測的な関連市場についての情報の収集・公表と、ゼロ・レーティングをはじめとするネットワーク中立性に関する競争慣行の競争評価というのが今後必要かつ重要になってくると思います。

3つ目は、最後でございますけれども、ネット中立性とかゼロ・レーティングの評価に当たって、経済的価値には還元できないような社会公共的な価値をどう考慮していくのかという視点も重要かと存じます。例えば、昨年12月に出た国連のユニセフの『世界子供白書2017』というのがあって、「デジタル世界の子どもたち」というので、ぱらぱらと見たんですけれども、これを拝見しますと、ゼロ・レーティングに対して非常に好意的な評価も出ております。一部の世界的なコンテンツプロバイダーが無料とか低料金のデータプランを提供して、途上国でデータ料金が高過ぎて手が出ない顧客に対して、公共的なコンテンツを無料とか低料金でアクセスできるようになるというのは、いわゆるIoTのInternet of Thingsをもじって、「良いモノのインターネット」Internet of Good Thingsだと言っておりました。ただ、こうした取組みに対しても批判的な意見がないわけではございません。

いずれにしましても、こういったネット中立性の評価に当たって、私も一方で経済的な分析・評価というのは非常に大事だと思うんですけれども、その一方で、それだけに還元できないような社会公共的な権利・利益、もちろんその中には、通信の秘密という非常に大きな重要な権利・利益が含まれると思うんですけれども、それ以外も視野に入れた社会公共的な価値というのをどのように考慮するかというのは、大きな論点になると思います。

以上でございます。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、実積先生、お待たせしました。実積先生、いかがですか。よろしいですか。

【実積構成員】 よろしく申し上げます。中央大学の実積と申します。通信とかネットワークの政策の関係を分析しております。ネットワーク中立性につきましては、2007年の時点でアメリカにいたものですから、そのあたりからしばらく追いかけていまして、幾つか論文とか研究発表をしまりました。

その意味で、今回ネットワーク中立性に関して研究会ができたということ非常にうれしく思っておりまして、今まで海外の学会に行っても、ネットワーク中立性について話す日本人というのはほぼいなくて、寂しい思いをしていたんですけども、皆さんで議論できる機会が持てたことは非常にうれしいと思います。

その観点で申し上げますと、冒頭、谷脇さんが申されたネットワーク中立性の意味というものが、かなり日本の議論というのが海外と違ってきているということは認識しなければいけないと思います。事務局の資料でも、アメリカとかヨーロッパのネットワーク中立性の法制度とか議論が紹介されましたけれども、日本の議論と海外の議論というのは、どうもレイヤーが違うというのが今の感想です。

日本の議論はISPとかネットワーク事業者のコスト負担とか利用制限という話で、中心はおそらく利用者とISPの関係、あるいは、今、林先生が言われましたとおり、放送事業者も1つのネットワークの利用者なので、そうした法人の利用者とISPの関係ということになっていまして、これはアメリカの議論でいくと、いわゆる弱いネットワーク中立性の議論に当たるものになっていると思えました。

欧米ではもう少し幅広い議論となっています。ブロードバンド・エコシステムの中のネットワーク事業者の市場支配力をどう抑えようかという話で、コスト負担の公平性というのは、あまりもう論点としては強くないです。ネットワーク混雑というものは、どちらかという論点の外になっていると思います。各事業者の間の競争力の強弱というのをどういうふうに調整するか、GAFAをはじめとする巨大事業者がエコシステム全体を支配しようとしているのを、どういうふうに抑えようかという議論になっているのと思います。

なので、お伺いしていた中で、もし今回の議論というのが海外に紹介されるとしたら、透明性の議論とか、消費者の利益確保は海外の方も分かるんだけど、コスト負担の公平性というのは極めて日本的な議論であるなということ、今のところ感想として持って

おります。

それから、もう1点は、アメリカとか欧州とか、あるいは、今、寺田先生が言われましたとおり、ほかの国の議論というのを参考にすべきであると。これは私もまさにそのとおりだと思います。ただ、注意しなくてはいけないのは、アメリカにしても欧州にしても、議論は一直線に進んでいるわけではないということです。

アメリカのほうで、民主党と共和党の政権が替わるたびにFCCの構成が変わって、議論が右往左往しているというのがありますけれども、欧州でも議論が起こるたびに、議論が右往左往しております。例えば、オランダの法制度というのが紹介されましたけれども、これはEUの規制が出たとき、いったんその法律は廃止されるということになっていまして、中立性のルールに関しては強めたり弱めたりして、各国とも均衡点を探している状況にあると思います。

なので、日本政府として、あるいは日本のルールとして、どういう均衡点を探すのかという点について、アメリカがこうやっているとか、ヨーロッパはこうやっているというのは、必ずしも参考にならないという気がします。そもそも今回の目指す中立性というものを、どう議論していくのかというのが、消費者の観点から見ても、あるいは産業政策の観点からしても、非常に重要だと思っています。

ニュートラリティーとかニュートラルというのは、人によって当然観点が違いますし、例えば一番議論されています米国でも、論者によってニュートラルの意味が大分違うという現状になっています。特に、利用者にとっての中立性というのと、それぞれの各レイヤーのプレーヤーにとっての中立性というのは、必ずしも同じではありません。

日本のモバイルブロードバンドの実効速度の議論というのが御紹介されましたけれども、あれはクオリティー・オブ・サービスであって、QoSと言われている部分になります。海外のネットワーク中立性の議論を聞いていると、議論はQoSではなくて、QoEのほうに移っています。つまり、議論の焦点はQoE（クオリティー・オブ・エクスペリエンス）であり、消費者にとってのネットワークの、あるいはブロードバンドサービスの品質を確保するために、どういう制御をするべきかという議論に移ってきています。なので、中立性で何を指すのかというのは、今の段階でもう一度議論すべきであると思っています。

さらに注意しなくてはいけないのは、技術が固定ブロードバンドとモバイルブロードバンド、さらにIoTといったM2Mの新しいプレーヤーが出てきている中では、ネットワークができること、コンテンツができることが、大きく変化してきているということです。

その意味で、中立性というのは当然、議論の上で前提とするものを決めなければいけないわけですが、ムービングターゲットなので、今回の議論で今後10年間通じるような基準というのは、ルール化はなかなか難しいだろうということを我々は認識すべきで、やるべきなのは、中立性の定義が変わっても追従できるようなガイドラインなりルールを作るということを考える。ルールの決め方を決めるということをしなければいけないと思っています。

その意味で、林先生の議論には少しありましたけれども、市場競争というのを活かさないとだめで、全てをガイドラインとかに落とすのではなく、市場参加者を増やし、それぞれが創意工夫で、新しいとか適切なサービスを提供していくような体制をつくるというのを考えたいと思います。

いずれにせよ、データに基づいた議論というのは非常に大事で、私も過去10年間のうち何回か実証分析を行いました。例えばゼロ・レーティングに関して、どの程度消費者に訴求できているのか、あるいは、どの程度競争障壁として機能しているのかというような、数字に基づいた議論は御紹介できると思います。

米国で一番厳しいネットワーク中立性の規則とかが議論されたときに、反対派が言ったのが、これは「a solution looking for a problem」であると。つまり、初めに解決策があって、それに合うような問題を探す議論になっているんじゃないかという批判がありました。今回の議論というものが、そういう批判をうけるものとはならず、きちんとデータに基づいた問題点に関して適切に答えるようなガイドラインというか、解決策を提示できるものになればいいなと思います。

以上です。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、私からも一言だけお話しさせてください。一番初めにも申しましたけれども、10年前を振り返ってみて、資料の1-2の7ページ目というのを、ずっとさっきから拝見していて、ここにネットワークの中立性を確保するための三原則というのがあって、自律・分散・協調を基本精神とするインターネットの潜在能力が最大限発揮され、インターネットを利用する全てのステークホルダーにとっての利益の最大化が図られることが必要であると。

インターネットを利用する全てのステークホルダーの利益の最大化という文言を、ずっとさっきから眺めていまして、やはりこれが最終目的なんだけれども、ステークホルダー

はたくさんいて、こっちの利益を立てればこっちが下がるわけで、そのバランスが10年前と、どう変わってきたのかというところなのかなと。

今回も先生方からいろいろな御意見をいただきましたが、それぞれいろいろなお考えをお持ちで、いろいろなお考えはおありかと思えます。最後に実積先生がうまくまとめていただきましたけれども、ムービングターゲットという言葉もありましたが、おそらくこの場では、一応、司会をさせていただく者なんですけど、かちつとなかなか決めづらいのかなというのを、先生方のお話を伺って、少し感じました。だから、結構難しいなど。非常に難しい問題で、こっちを立てればこっちが立たなくなるというところが結構ございます。

アメリカを見ていても、結局、通信事業者とプラットフォーマーで、10年前と比べて一番何が違っているのかと。プラットフォーマーが強くなっちゃったわけですね。そこは大きな違いで、いろいろな消費者を含めて、あるいは産業の育成とか、いろいろなことをステークホルダーとして考えていかなければいけませんので、その中で、どうバランスをとっていくのかという、非常に難しいテーマだなというのを改めて感じた次第でございますので、先生方には、非常に難しい問題をうまくまとめていただければということ、是非ともお願いしたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、先生方から何か追加で御意見ございますか。

じゃ、江崎先生、お願いいたします。

【江崎構成員】 すいません、ありがとうございます。

公平性という言葉がたくさん出てくるわけですが、インターネットの特徴として、公平性はあまり気にしていなくて、公正性のほうを気にしています。これは、実積先生がおっしゃった競争原理を作るという意味において、公正性を担保しつつ、独占状態をどうやって回避するかというのが大きなポイントになっていくと。そういう意味でいうと、どうしてガーファが出てこられたかということを考えるに、彼らは市場参入のチャンス、実は確実に提供したと。ただ、その提供された後の市場独占力が非常に大きくなってしまっているという状況に関して、どう寡占状況を直していくかという政策が必要になってくるというのが、負担の問題にも通じてくと認識しています。

そういう意味でいうと、公平性と公正性というのをかなり意識して、ここでは議論、ちゃんとしたフレームワークを作るのがとても重要だろうと思えます。特に、公正性をやるための根拠になっているものが、かなり恣意的に出されている場合が多いというのが昨今だと思います。したがって、恣意的なデータではないものをどうやって持つのかと

というのが、継続的に中立性の問題を議論するときには非常に重要になっていくと思います。

したがって、これは先ほども申しましたけれども、ある恣意的な結果を出したいときに、恣意的なデータ収集をすると。先ほど実積先生もおっしゃったように、アメリカ国内でも、ちゃんと調べないと分からないところとか、裏に隠れているものを恣意的に出さないという方もいらっしゃるわけですね。それはヨーロッパにしても同じことだと考えると、これは多分、政府というのもマルチステークホルダーの一つとして考えなきゃいけないくて、これは政府がやるべきかと言われると、政府が強過ぎる形での客観的なデータを出すというのは、多分期待するのは、期待したいですけども、難しい。

とすると、マルチステークホルダー体制でのしっかりした継続的なデータ、あるいは事実を出していくという体制が、もしかすると今つくるのは難しいというのはそのとおりですけども、それをどうやって支えていく体制をつくるのかというのが、とても重要なポイントになっていくと思います。

【森川座長】 じゃあ。

【寺田構成員】 寺田です。すいません、ちょっと追加で、まさに私は実積先生がおっしゃったように、欧州とか米国というのは結構、規制とかを検討するとき、確かに、特に米国は政治的にいろいろ動いているという認識はあるんですけども、そういった規制の変遷も見ながら、参考にすべきところは参考にしというつもりで申し上げたんですが、私の理解では、今のアメリカの極端な撤廃とかいう方向性が、少し変とか、浮いているという認識で、オバマ政権時代はむしろ、オバマ政権とか、インターネットのトラフィックがすごく混雑するようになった状況を踏まえて規制を変えていった状況の中では、むしろ欧州と同じような方向性を向いていたのではないかという意識があります。

私は今、アメリカの状況をつぶさに研究しようとしているんですけども、そういうことを考えると、欧州で今議論されているように、インターネットに接続することは、もはや権利として考えなければいけないのではないかという議論の基本の部分は、我が国においても十分参考にすべきだし、参考にこれからしながら、そのことを考えながら、どういう制度構築をしていくのかということを考えるべきだと思っております。

以上です。

【森川座長】 ありがとうございます。

ほかには何か追加はございますか。

【江崎構成員】 よろしいですか。先ほどの関係からいうと、インターネットというの

が国の関与がかなり大きくなってきているがゆえに、違った政策が出てきているというのは、ちょうど今、アメリカではありましたけれども、アメリカは基本的には今、産業界をオープンしたいんだけど、政治としてはクローズでコントロールをしたいというところで、政策が変化していつているということも、多分考えなきゃいけないと。これは1つには、もう一つの重要な国である中国との関係も、当然ながらそこには出てくると。

ということをかながみると、その問題をどう解決するかというのは、インターネットというのを考えた場合に、だから国際的なところでの活動をどうしていくかというのを、しっかりとこれが途絶えないようにしないとダメだと。これは多分、G7でいい流れを作ったわけですけども、日本でやったG7をはじめとした国際舞台での調整を、マルチステークホルダーの意見を反映した形で、どうやって日本がリーダーシップをとっていけるかというのが、非常に重要なポイントになってくると思います。

【森川座長】 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。ありがとうございました。

本日は第1回ということで、先生方からいろいろな視点から御発言いただきまして、ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、御発言を伺っているだけでも難しいなということを再認識させていただいておりますが、是非とも先生方の御協力を得ながら、この研究会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、今後の研究会の進め方等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料1-3に基づきまして、今後の研究会の進め方につきまして御説明させていただきます。

先ほど御説明いたしましたとおり、本研究会は、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会と連携をとって進めていくこととしております。したがって、この資料、検討スケジュール（案）の上の特別委員会のスケジュールと合わせつつ、本研究会を開催していくこととなります。

下の青い線の左端、まずは本日、第1回目を開催しておりますが、事前に御連絡させていただきましたとおり、今回のネットワーク中立性に関する研究会の開催に当たっては、今後検討を進めていく際の基本的な視点や具体的な検討項目等について、第1回目よりも前に提案募集を開始させていただいております。こちらの提案募集の締め切りが22日となっておりますので、10月31日の第2回におきましては、この結果を御報告すると

もに、今後の検討項目等を御議論いただきたいと思います。

その後、年内に数回、ネットワーク中立性にかかわる事業者や関係者の方をお招きしまして、ヒアリングを行うことを予定しております。ヒアリング等を踏まえまして、来年1月から2月にかけて論点整理を行い、特別委員会に報告するというのが当面の方向性になります。その後につきましては、また進め方などにつきまして御相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【森川座長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。このような形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議論はこれにて終了とさせていただきます。今後の予定、次の回の予定とかに関しまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 次回の研究会につきましては、10月31日水曜日、15時30分の開始を予定しております。また、その後は11月下旬以降、順次開催してまいります。詳細な日程、会場等につきましては、後日御案内いたします。

以上、よろしく願いいたします。

【森川座長】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。先生方には朝早くから、本当にありがとうございました。

(以上)